

特集 **2**

法科大学院の現状

法科大学院の状況

1 法科大学院の設置状況

法科大学院は、法曹専門教育に特化した専門職大学院として2004年に創設された。法科大学院は「法曹の養成のための中核的な教育機関」と位置付けられ、司法試験と司法修習は「法科大学院における教育との有機的連携の下に」行うべきものとされている（「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条）。

法科大学院の設置状況については、2004年度に68校、2005年度に6校が開設され、現在74校である（内訳:国立23、公立2、私立49）。入学者は、2004年度以降、5,767人、5,544人、5,784人、5,713人と推移している。

法科大学院には公平性、開放性、多様性の確保が求められており、そのために全国適正配置、夜間コースの設置、奨学金・教育ローン・授業料免除制度等の学生への支援が課題となっている。このうち全国適正配置という点では、北海道から沖縄まで全国25都道府県に74の法科大学院が設置された。また、社会人のために夜間コースを設置をしている法科大学院は現在8校ある（大阪学院大学、大宮法科大学院大学、成蹊大学、大東文化大学、桐蔭横浜大学、名城大学、筑波大学、北海学園大学）。他方、授業料は、国立で標準額年間80万4000円、私立で年間100万円～150万円以上となっている。こうした学費負担に対する学生への支援については、日本学生支援機構の奨学金事業において、法科大学院分の予算として2006年度で合計129億円（貸与人員7,369人 1人最高月額20万円）が確保されており、また、私立法科大学院の学費引き下げのために経常費補助として同年度48億円の助成がなされている。

特集2-1 法科大学院の状況

全国法科大学院一覧

全国 74 校 5,815 人
 ■国立 23 校・公立 2 校・私立 49 校

【注】 1. 数値は各大学の定員数で、2007年4月1日現在のもの。
 2. (05) とあるのは、開設年度。それ以外は2004年度開設。

北海道地方 (2 校・定員 130 人)

北海道
 国立 北海道大学 100
 私立 北海学園大学 (05) 30

東北地方 (2 校・定員 150 人)

宮城県
 国立 東北大学 100
 私立 東北学院大学 50

近畿地方 (15 校・定員 1,420 人)

京都府
 国立 京都大学 200
 私立 京都産業大学 60
 私立 同志社大学 150
 私立 立命館大学 150
 私立 龍谷大学 (05) 60

兵庫県
 国立 神戸大学 100
 私立 関西学院大学 125
 私立 甲南大学 60
 私立 神戸学院大学 60
 私立 姫路獨協大学 40

大阪府
 国立 大阪大学 100
 公立 大阪市立大学 75
 私立 大阪学院大学 50
 私立 関西大学 130
 私立 近畿大学 60

中国地方 (4 校・定員 200 人)

島根県
 国立 島根大学 30
 岡山県
 国立 岡山大学 60
 広島県
 国立 広島大学 60
 私立 広島修道大学 50

四国地方 (1 校・定員 30 人)

香川県
 国立 香川大学・愛媛大学 (連合)
 30

関東地方 (東京 23 校・定員 2,570 人)

東京都
 国立 東京大学 300
 国立 一橋大学 100
 公立 首都大学東京 (旧東京都立大学) 65
 私立 駿河台大学 60
 私立 青山学院大学 60
 私立 学習院大学 65
 私立 慶應義塾大学 260
 私立 國學院大学 50
 私立 駒澤大学 50
 私立 上智大学 100
 私立 成蹊大学 50
 私立 専修大学 60
 私立 創価大学 50
 私立 大東文化大学 50
 私立 中央大学 300
 私立 東海大学 50
 私立 東洋大学 50
 私立 日本大学 100
 私立 法政大学 100
 私立 明治大学 200
 私立 明治学院大学 80
 私立 立教大学 70
 私立 早稲田大学 300

中部地方 (11 校・定員 485 人)

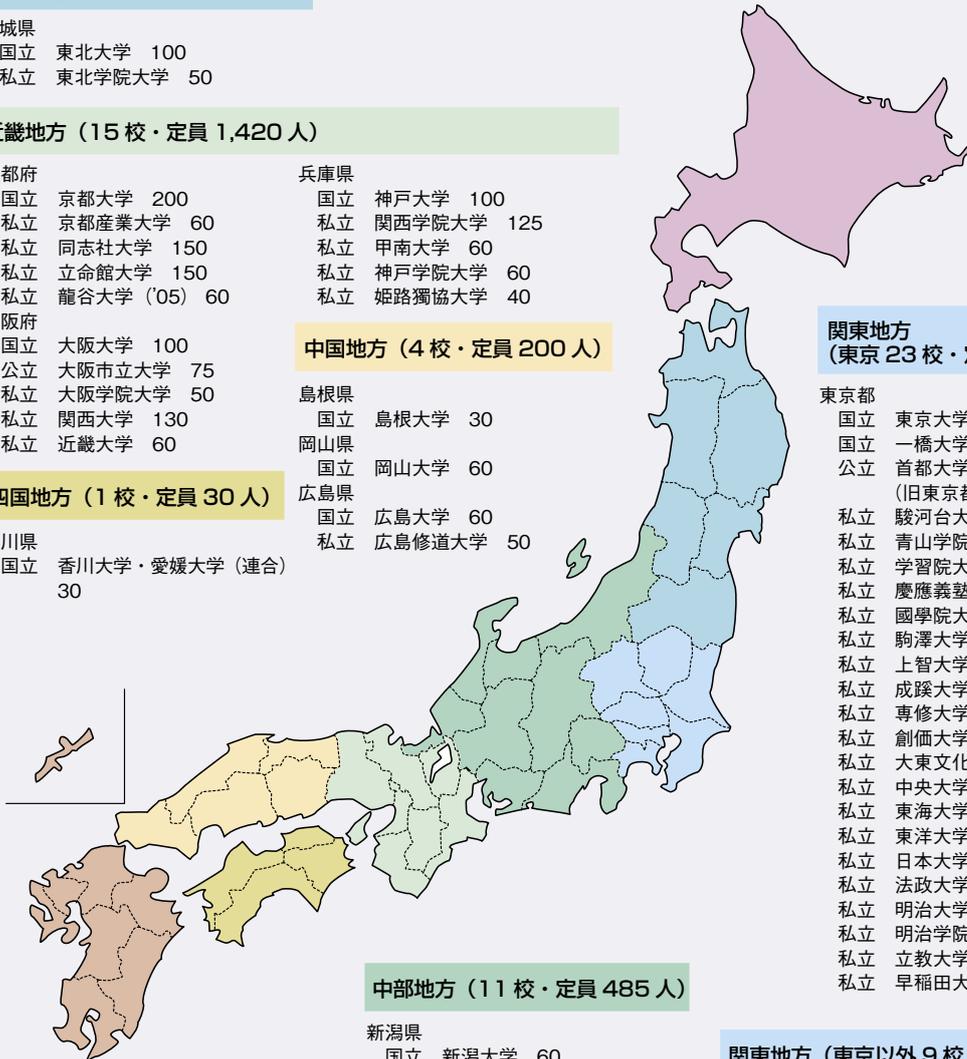
新潟県
 国立 新潟大学 60
 石川県
 国立 金沢大学 40
 山梨県
 私立 山梨学院大学 40
 長野県
 国立 信州大学 (05) 30
 静岡県
 国立 静岡大学 30
 愛知県
 国立 名古屋大学 80
 私立 愛知大学 40
 私立 愛知学院大学 (05) 35
 私立 中京大学 30
 私立 南山大学 50
 私立 名城大学 50

関東地方 (東京以外 9 校・定員 500 人)

茨城県
 国立 筑波大学 (05) 40
 千葉県
 国立 千葉大学 50
 神奈川県
 国立 横浜国立大学 50
 私立 神奈川大学 50
 私立 関東学院大学 60
 私立 桐蔭横浜大学 70
 栃木県
 私立 白鷲大学 30
 埼玉県
 私立 大宮法科大学院大学 100
 私立 獨協大学 50

九州・沖縄地方 (7 校・定員 330 人)

福岡県
 国立 九州大学 100
 私立 久留米大学 40
 私立 西南学院大学 50
 私立 福岡大学 50
 熊本県
 国立 熊本大学 30
 鹿児島県
 国立 鹿児島大学 30
 沖縄県
 国立 琉球大学 30



2 入学者選抜の実施状況等

1. 入学者選抜の実施状況（2004～2007年度）

法科大学院の入学志願者は初年度の2004年には総数7万人を越え、志願倍率は13倍にのぼったが、2年目以降は志願者は4万人程度で推移しており、志願倍率は7倍程度となっている。

法科大学院は3年制（法学未修者コース）を原則とし、さらに入学者の多様性と社会経験を重視して、入学者のうちに法学部以外の出身者または社会人経験者の占める割合が3割以上となるよう努力義務が課せられている（平成15年文部科学省告示第53号第3条）。



■入学者選抜の実施状況■

区分	年	募集人員 A	志願者数 B	志願倍率 B/A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過▲欠員 C-A
国立大学 (23大学)	2004	1,650	16,691	10.1	8,309	2,155	1,701	51
	2005	1,760	9,884	5.6	7,468	2,383	1,773	13
	2006	1,750	11,052	6.3	7,450	2,369	1,822	72
	2007	1,750	12,453	7.1	7,641	2,383	1,791	41
公立大学 (2大学)	2004	140	2,425	17.3	660	189	133	▲7
	2005	140	1,047	7.5	793	185	130	▲10
	2006	140	1,493	10.7	760	226	136	▲4
	2007	140	2,035	14.5	796	208	142	2
私立大学 (49大学)	2004	3,800	53,684	14.1	31,841	6,827	3,933	133
	2005	3,925	30,825	7.9	22,049	7,113	3,461	▲284
	2006	3,925	27,796	7.1	21,382	7,411	3,826	▲99
	2007	3,925	30,719	7.8	22,643	7,286	3,780	▲145
合 計	2004	5,590	72,800	13.0	40,810	9,171	5,767	177
	2005	5,825	41,756	7.2	30,310	9,681	5,544	▲281
	2006	5,815	40,341	6.9	29,592	10,006	5,784	▲31
	2007	5,815	45,207	7.8	31,080	9,877	5,713	▲102

特集2-1 法科大学院の状況

入学者の法学既修・法学未修の別については、初年度は他年度に比べ既修者の比率がやや高かったが、概ね既修者2,100人～2,300人程度、未修者3,400人～3,600人程度の割合で推移している。



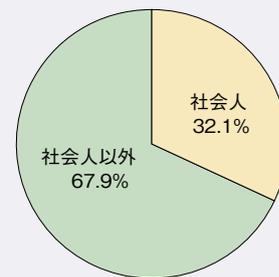
■既修・未修別入学者数■

	国立		公立		私立		計		総計
	既修者	未修者	既修者	未修者	既修者	未修者	既修者	未修者	
2004年	737	964	76	57	1,537	2,396	2,350	3,417	5,767
2005年	718	1,055	84	46	1,261	2,380	2,063	3,481	5,544
2006年	740	1,082	83	53	1,356	2,470	2,179	3,605	5,784
2007年	797	994	84	58	1,288	2,492	2,169	3,544	5,713

社会人の入学状況については、初年度は2,792人（48.4%）と入学者の半数近くに及んでいたが、その後は2,091人（37.7%）、1,925人（33.3%）、1,834人（32.1%）と漸減している。



2007年度社会人入学者割合



■社会人の既修・未修別入学者数■

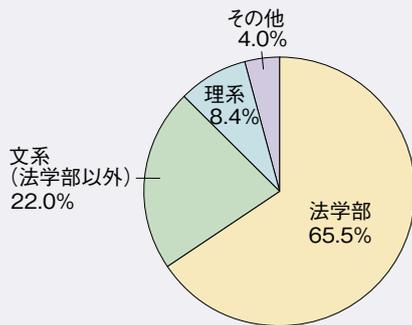
	国立		公立		私立		計	
	既修者	未修者	既修者	未修者	既修者	未修者	既修者	未修者
2004年	161	422	51	29	826	1,303	1,038	1,754
2005年	104	390	25	22	558	992	687	1,404
2006年	124	354	39	21	555	832	718	1,207
2007年	107	316	42	26	568	775	717	1,117

また、法学部出身者以外の入学者は、初年度が1,988人（34.5%）で、以後は1,660人（29.9%）、1,634人（28.3%）、1,490人（26.1%）とやはり漸減している。

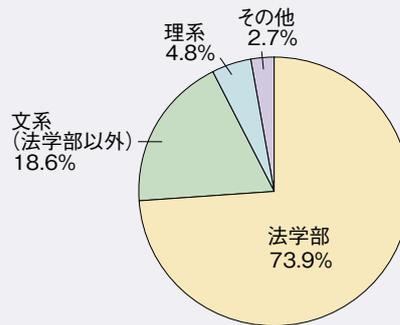
出身学部別入学者数の推移



出身学部別割合(2004年)



出身学部別割合(2007年)



■出身学部別入学者数■

	法学部				文系(法学部以外)			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
2004年	1,180	86	2,513	3,779	291	35	943	1,269
2005年	1,309	94	2,481	3,884	273	18	759	1,050
2006年	1,384	106	2,660	4,150	284	22	832	1,138
2007年	1,365	114	2,744	4,223	277	17	767	1,061
合計	5,238	400	10,398	16,036	1,125	92	3,301	4,518

	理系				その他			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
2004年	157	8	321	486	73	4	156	233
2005年	141	14	277	432	50	4	124	178
2006年	100	2	224	326	54	6	110	170
2007年	102	5	166	273	47	6	103	156
合計	500	29	988	1,517	224	20	493	737

特集2-1 法科大学院の状況

2. 社会人・他学部出身者特別選抜の実施状況

「特別選抜」とは、社会人・他学部出身者の特別枠を設け、かつ選抜方法・評価尺度等を異にする選抜方法をいう。なお、社会人の定義は大学によって異なる（例:実務経験〇年以上、大学卒業後〇年以上など）。また、選抜方法なども大学によって異なるが、小論文、面接を採用している大学が多い。

■社会人・他学部出身者特別選抜の実施状況■

区分	年	実施大学数	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	全入学者に占める割合
国立大学	2004	4	69	958	418	122	87	5.1%
	2005	6	84	870	529	141	79	4.5%
	2006	7	79	569	393	138	79	4.3%
	2007	7	84	585	391	102	74	4.1%
私立大学	2004	7	93	2,503	1,801	274	153	3.9%
	2005	13	148	1,515	1,216	322	175	4.8%
	2006	15	192	757	663	275	144	3.8%
	2007	12	155	614	535	218	121	3.2%
合計	2004	11	162	3,461	2,219	396	240	4.2%
	2005	19	232	2,385	1,745	463	254	4.6%
	2006	22	271	1,326	1,056	413	223	3.9%
	2007	19	239	1,199	926	320	195	3.4%

■2段階選抜の実施状況■

区分	年	実施大学数	募集人員	志願者数	第1段階選抜合格者数
国立大学	2004	13	1,310	12,894	6,878
	2005	6	840	5,337	3,753
	2006	8	990	7,328	4,861
	2007	10	1,540	9,224	5,405
公立大学	2004	2	140	2,577	992
	2005	0	0	0	0
	2006	2	140	1,493	1,112
	2007	2	140	2,035	1,142
私立大学	2004	23	2,270	33,956	16,835
	2005	25	2,375	19,057	11,267
	2006	19	1,560	11,523	7,685
	2007	17	2,185	13,464	8,356
合計	2004	38	3,720	49,427	24,705
	2005	31	3,215	24,394	15,020
	2006	29	2,690	20,344	13,658
	2007	29	3,865	24,723	14,903

「2段階選抜」とは、法科大学院適性試験・出願書類等、書面のみによる選抜を「第1段階選抜」とし、その合格者に限り小論文・面接・その他による選抜を行う方法をいう。

実務家教員の取り組み

1 実務系科目の開設状況

法科大学院のカリキュラムは、①法律基本科目群（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）、②実務基礎科目群（法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップなど）、③基礎法学・隣接科目群（基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など）、④展開・先端科目群（労働法、経済法、税法、知的財産法、国際取引法、環境法など）の4群に分けられる。

このうち、実務家教員が担当する科目は、実務基礎科目と展開・先端科目が多いが、法律基本科目についても、少なくない実務家教員が担当しており、実務家教員が現実に担う科目は非常に多数かつ多分野にわたっている。

以下の表は、2006年度の弁護士実務家教員担当科目の開設状況をまとめたものである。

■弁護士実務家教員担当科目の開設状況（2006年度）■

（2007年5月1日現在。日弁連法曹養成対策室調べ）

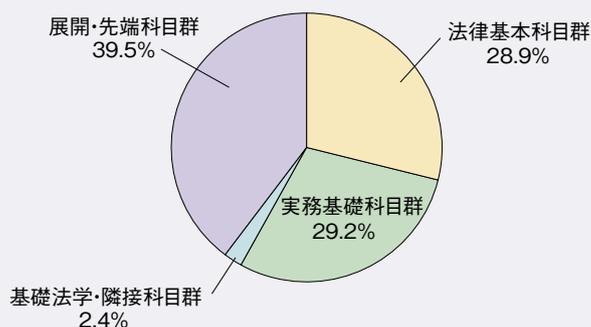
法科大学院名	法律基本科目群	実務基礎科目群	基礎法学・隣接科目群	展開・先端科目群
北海道大学	4	4	—	3
東北大学	—	7	—	3
千葉大学	—	—	—	7
筑波大学	3	5	—	7
東京大学	3	6	—	9
一橋大学	—	6	—	8
横浜国立大学	5	9	1	10
新潟大学	7	4	1	5
信州大学	4	9	—	9
静岡大学	3	5	—	8
金沢大学	7	5	—	7
名古屋大学	—	6	—	5
京都大学	—	6	—	17
大阪大学	6	5	—	4
神戸大学	—	5	—	3
島根大学	7	9	1	4
岡山大学	7	7	—	13
広島大学	—	7	—	6
香川大学・愛媛大学	3	6	—	—
九州大学	—	8	—	3
熊本大学	—	7	—	3
鹿児島大学	3	6	—	2
琉球大学	3	7	—	7
（国立）小計	65	139	3	143

特集2-2 実務家教員の取り組み

法科大学院名	法律基本科目群	実務基礎科目群	基礎法学・隣接科目群	展開・先端科目群
首都大学東京	3	4	—	5
大阪市立大学	3	5	—	4
(公立)小計	6	9	0	9
北海学園大学	7	3	—	1
東北学院大学	7	4	1	3
白鷗大学	9	6	4	2
大宮法科大学院大学	11	15	1	23
獨協大学	9	6	1	6
駿河台大学	10	4	—	14
青山学院大学	8	5	—	14
学習院大学	15	5	1	11
慶應義塾大学	11	6	2	45
國學院大學	8	7	—	5
駒澤大学	4	7	1	7
上智大学	2	13	—	10
成蹊大学	18	9	—	12
専修大学	7	7	—	9
創価大学	17	6	2	14
大東文化大学	15	7	1	18
中央大学	5	17	—	26
東海大学	12	3	—	8
東洋大学	9	6	—	12
日本大学	22	7	1	12
法政大学	9	8	—	11
明治大学	23	7	2	9
明治学院大学	14	7	—	8
立教大学	6	6	1	7
早稲田大学	10	22	4	37
神奈川大学	13	6	—	6
関東学院大学	4	12	—	7
桐蔭横浜大学	14	10	—	19
山梨学院大学	21	10	4	11
愛知大学	8	9	2	11
愛知学院大学	—	6	6	6
中京大学	6	10	2	6
南山大学	2	6	—	9

法科大学院名	法律基本科目群	実務基礎科目群	基礎法学・隣接科目群	展開・先端科目群
名城大学	13	3	1	9
京都産業大学	5	5	—	8
同志社大学	7	4	—	8
立命館大学	4	5	2	19
龍谷大学	11	9	1	12
大阪学院大学	9	9	—	5
関西大学	10	5	—	13
近畿大学	5	9	—	13
関西学院大学	6	12	—	22
甲南大学	13	4	—	16
神戸学院大学	—	7	—	7
姫路獨協大学	6	14	—	3
広島修道大学	9	6	—	4
久留米大学	—	6	—	5
西南学院大学	6	5	—	5
福岡大学	4	7	—	5
(私立)小計	444	372	40	553
総計	515	520	43	705

弁護士実務家教員担当科目群



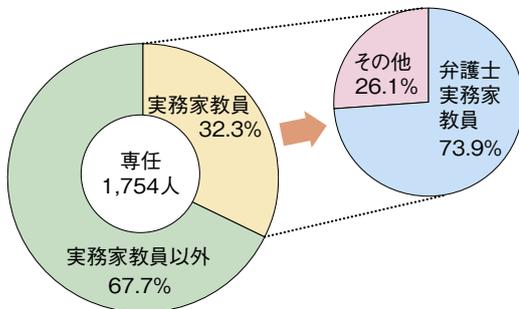
法律基本科目群	例) 憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、公法総合演習、民法演習、民事法総合、刑事法総合等
実務基礎科目群	例) 法曹倫理、法情報調査、法文書作成、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ、模擬裁判、民事訴訟/刑事訴訟実務、紛争解決論、要件事実論、公益弁護士活動論、法律事務所経営論等
基礎法学・隣接科目群	例) 法哲学、法社会学、比較法、司法制度論、法と裁判の基礎理論、犯罪者と被害者学、外国人と法、現代社会と法等
展開・先端科目群	例) 労働法、消費者法、民事執行・保全法、租税法、刑事政策、国際法、知的財産法、環境法、少年法、情報法、地方自治法、ジェンダーと法、医事法、高齢者・障害者問題、コーポレートガバナンス等

特集2-2 実務家教員の取り組み

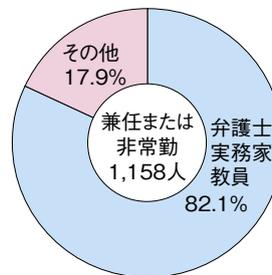
2 実務家教員数とその内訳

2007年に日弁連法曹養成対策室が全国の法科大学院に対して行った調査によると、法科大学院の専任教員数1,754人（74校の合計推定値）のうち実務家教員は566人（32.3%）、そのうち弁護士実務家教員は418人（専任教員の23.8%、実務家教員の73.9%）となっている。専任教員以外の兼任または非常勤の実務家教員は1,158人（74校の合計推定値）であり、そのうち弁護士実務家教員は951人（82.1%）である。したがって、非常勤も含め合計1,369人（重複を含む延べ数）にのぼる多数の弁護士実務家教員が全国の法科大学院で教育に携わっていることになる。

専任教員の内訳(2007年度)



兼任または非常勤教員〔専任以外〕の内訳(2007年度)



専任

■実務家教員数とその内訳（2007年度）■

（2007年5月1日現在。日弁連法曹養成対策室調べ）

	法科大学院名	専任教員数	内実務家教員数	実務家教員内訳	
				内弁護士教員数	内訳
国立	北海道大学	26	6	4	弁4人+派裁1人+派検1人
国立	東北大学	26	7	3	弁3人+派裁1人+派検1人+官1人(特許庁)+(元)裁1人
国立	千葉大学	18	4	2	弁1人+(元)検(現)弁1人+(元)官2人(特許庁、公取各1人)
国立	筑波大学	17	5	5	弁3人+(元)裁(現)弁1人+(元)検(現)弁1人
国立	東京大学	83	18	10	弁10人+派裁3人+派検1人+企3人+(元)裁1人
国立	一橋大学	29	7	2	弁2人+派裁1人+派検1人+(元)弁2人+(元)企1人
国立	横浜国立大学	24	8	6	弁5人+(元)検(現)弁1人+派検1人+官1人(文科省)
国立	新潟大学	33	10	6	弁5人+(元)裁(現)弁1人+派検1人+(元)官2人(自治省、国税庁各1人)+(元)企1人
国立	信州大学	20	10	6	弁6人+(元)官2人(金融庁、内閣府ほか各1人)+(元)企2人
国立	静岡大学	24	6	5	弁5人+税1人
国立	金沢大学	16	5	5	弁2人+(元)裁(現)弁1人+(元)検(現)弁2人
国立	名古屋大学	22	6	2	弁2人+派裁1人+派検1人+企1人+(元)官1人(経産省)
国立	京都大学	45	10	4	弁4人+派裁2人+派検1人+(元)裁2人+(元)官1人
国立	大阪大学	31	7	3	弁3人+派裁1人+(元)裁1人+(元)検1人+(元)企1人
国立	神戸大学	33	5	3	弁3人+派裁1人+派検1人
国立	島根大学	18	6	5	弁5人+(元)弁1人 *専任教員総数に特任教授1人を含む
国立	岡山大学	17	3	3	弁3人

	法科大学院名	専任教員数	内実務家 教員数	実務家教員内訳	
				内弁護士 教員数	内 訳
国立	広島大学	17	7	3	弁3人+(元)弁1人+(元)検1人+(元)企2人
国立	香川大学・ 愛媛大学	19	5	4	弁4人+(元)裁1人
国立	九州大学	28	7	3	弁3人+派裁1人+他1人(米国調停者)+(元)企2人
国立	熊本大学	19	6	4	弁2人+(元)裁(現)弁1人+(元)検(現)弁1人+派検1人+(元)官1人
国立	鹿児島大学	17	5	4	弁3人+(元)検(現)弁1人+企1人
国立	琉球大学	16	6	5	弁4人+(元)検(現)弁1人+(元)裁1人
公立	首都大学東京	27	6	2	弁2人+(派裁)1人+(元)検1人+(元)官2人
公立	大阪市立大学	25	6	5	弁5人+(元)裁1人
私立	北海学園大学	15	4	2	弁1人+(元)裁(現)弁1人+公1人+(元)裁1人
私立	東北学院大学	12	3	3	弁2人+(元)裁(現)弁1人
私立	白鷗大学	12	7	2	弁1人+(元)裁(現)弁1人+派検1人+(元)検1人+(元)官3人(特許庁、公取、人事院各1人)
私立	大宮法科 大学院大学	30	18	18	弁18人
私立	獨協大学	13	6	6	弁6人 *補充人事につき進行中
私立	駿河台大学	14	7	3	(元)検(現)弁3人+(元)裁3人+(元)官1人(公取)
私立	青山学院大学	14	4	3	弁3人+(元)裁1人
私立	学習院大学	12	6	6	弁3人+(元)裁(現)弁2人+(元)検(現)弁1人
私立	慶應義塾大学	58	22	17	弁16人+(元)裁(現)弁1人+派検2人+(元)裁3人
私立	國學院大学	17	6	5	弁4人+(元)検(現)弁1人+(元)裁1人
私立	駒澤大学	15	5	5	弁3人+(元)裁(現)弁1人+(元)企(現)弁1人
私立	上智大学	24	7	5	弁5人+派検1人+(元)裁1人
私立	成蹊大学	20	6	6	弁6人
私立	専修大学	21	5	5	弁3人+(元)裁(現)弁1人+(元)検(現)弁1人
私立	創価大学	19	11	9	弁8人+(元)検(現)弁1人+派検1人+他1人(米国弁護士)
私立	大東文化大学	17	8	4	弁3人+(元)検(現)弁1人+(元)官1人(衆議院調査局)+(元)裁(元)公2人+(元)裁(元)検1人
私立	中央大学	61	15	13	弁10人+(元)裁(現)弁2人+(元)検(現)弁1人+派検1人+(元)官1人(財務省)
私立	東海大学	15	6	4	弁3人+(元)検(現)弁1人+(元)裁1人+(元)官1人(公取)
私立	東洋大学	14	6	6	弁4人+(元)裁(現)弁2人
私立	日本大学	34	9	5	(元)裁(現)弁3人+(元)検(現)弁1人+(元)裁(元)検(現)弁1人+派検1人+(元)官1人(行政管理庁)+(元)企2人
私立	法政大学	21	7	6	弁5人+(元)検(現)弁1人+(元)裁1人 *左記の他に研究者教員で弁護士資格を持つ者(弁護士活動を行っている者を含む)が5人
私立	明治大学	50	16	13	弁11人+(元)裁(現)弁1人+(元)検(現)弁1人+派裁1人+派検1人+外弁1人
私立	明治学院大学	17	10	9	弁6人+(元)裁(現)弁1人+(元)検(現)弁2人+(元)企1人
私立	立教大学	18	7	4	弁4人+派検1人+(元)裁2人
私立	早稲田大学	76	20	12	弁9人+(元)裁(現)弁3人+派裁2人+派検2人+(元)裁3人+(元)企1人
私立	神奈川大学	14	4	4	弁3人+(元)裁(現)弁1人
私立	関東学院大学	14	4	4	弁4人
私立	桐蔭横浜大学	28	18	18	弁7人+(元)裁(現)弁10人+(元)検(現)弁1人
私立	山梨学院大学	16	6	5	弁4人+(元)検(現)弁1人+(元)裁1人
私立	愛知大学	18	8	7	弁7人+派検1人
私立	愛知学院大学	16	4	4	弁1人+(元)裁(現)弁2人+(元)検(現)弁1人

特集2-2 実務家教員の取り組み

	法科大学院名	専任教員数	内実務家教員数	実務家教員内訳	
				内弁護士教員数	内訳
私立	中京大学	15	6	3	弁2人+(元)検(現)弁1人+派検1人+(元)裁1人+(元)企1人
私立	南山大学	16	4	4	弁3人+(元)裁(現)弁1人 *客員教授1人を含む
私立	名城大学	16	6	3	弁3人+企1人+(元)裁2人
私立	京都産業大学	24	8	7	弁4人+(元)裁(現)弁3人+派検1人
私立	同志社大学	37	10	5	弁5人+他1人(米国弁護士)+(元)裁3人+(元)官1人(特許庁)
私立	立命館大学	36	14	11	弁10人+(元)弁(元)裁(現)弁1人(弁護士任官による裁判官)+派裁1人+(元)企2人
私立	龍谷大学	25	6	3	弁2人+(元)裁(現)弁1人+(元)弁1人+(元)裁1人+(元)官1人(法務省)
私立	大阪学院大学	14	5	4	弁3人+(元)裁(現)弁1人+企1人
私立	関西大学	26	8	5	弁4人+(元)裁(現)弁1人+(元)裁3人
私立	近畿大学	18	3	3	弁2人+(元)検(現)弁1人
私立	関西学院大学	34	15	14	弁13人+(元)裁(現)弁1人+派裁1人
私立	甲南大学	26	12	11	弁9人+(元)裁(現)弁2人+(元)訟務検(元)裁1人
私立	神戸学院大学	17	4	4	弁4人
私立	姫路獨協大学	18	7	6	弁4人+(元)検(現)弁1人+(元)官(現)弁1人(自治省)+(元)官1人(衆法制)
私立	広島修道大学	14	7	6	弁5人+(元)裁(現)弁1人+企1人
私立	久留米大学	17	5	4	弁4人+(元)裁1人
私立	西南学院大学	14	4	4	弁3人+(元)検(現)弁1人
私立	福岡大学	12	6	4	弁3人+(元)裁(現)弁1人+派検1人+(元)企1人
	74校合計	1,754	566	418	

- 【注】 1. 専任教員にはみなし専任、学部との重複専任を含む。みなし専任とは、専任教員以外の教員で、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者をいう。
2. 研究者教員については、弁護士資格を有する場合でも、実務家教員数及び弁護士教員数には含まない。
3. 略称は以下のとおり。
 弁…弁護士 外弁…外国法事務弁護士 裁…裁判官 派裁…派遣裁判官 検…検察官 訟務検…訟務検事
 派検…派遣検察官 官…官公庁 企…企業または企業法務 公…公証人 税…税理士 他…その他

兼任・非常勤

■実務家教員数とその内訳（2007年度）■

（2007年5月1日現在。日弁連法曹養成対策室調べ）

	法科大学院名	兼任／非常勤		
		実務家教員数	内弁護士教員数	備考
国立	北海道大学	17	16	
国立	東北大学	10	8	
国立	千葉大学	34	32	
国立	筑波大学	12	10	
国立	東京大学	12	10	
国立	一橋大学	11	11	
国立	横浜国立大学	12	10	
国立	新潟大学	8	2	左記に加え、リーガルクリニック担当弁護士41人
国立	信州大学	13	7	
国立	静岡大学	11	8	集中講義を含む
国立	金沢大学	12	11	
国立	名古屋大学	13	11	
国立	京都大学	47	42	
国立	大阪大学	14	9	左記に加え、2007年10月1日より兼任23人増（内弁護士教員18人を含む実務家教員22人）
国立	神戸大学	9	9	
国立	島根大学	2	1	
国立	岡山大学	59	50	
国立	広島大学	8	6	
国立	香川大学・愛媛大学	12	9	
国立	九州大学	12	8	
国立	熊本大学	10	9	
国立	鹿児島大学	3	0	
国立	琉球大学	7	5	
公立	首都大学東京	3	1	
公立	大阪市立大学	6	6	
私立	北海学園大学	2	0	実務家教員は弁護士以外に派裁、派検各1人
私立	東北学院大学	7	6	
私立	白鷗大学	5	2	実務家教員は弁護士以外に派裁、（元）裁、労働政策研究・研修機構研究員各1人
私立	大宮法科大学院大学	15	15	
私立	獨協大学	7	3	派裁、派検も、兼任（非常勤）の実務家教員数に含む
私立	駿河台大学	11	9	
私立	青山学院大学	26	26	
私立	学習院大学	0	0	
私立	慶應義塾大学	85	72	
私立	國學院大学	14	12	
私立	駒澤大学	13	8	
私立	上智大学	21	20	実務家教員は弁護士以外に派裁1人。弁護士教員20人の内、10人は臨床系のエクスターンシップ、リーガルクリニック担当

特集2-2 実務家教員の取り組み

	法科大学院名	兼任/非常勤		
		実務家教員数	内弁護士 教員数	備 考
私立	成蹊大学	0	0	
私立	専修大学	18	14	
私立	創価大学	10	9	
私立	大東文化大学	27	23	実務家教員中に中国の弁護士1名を含む
私立	中央大学	49	40	
私立	東海大学	12	9	実務家教員中に米国弁護士資格の教員1人を含む
私立	東洋大学	4	4	
私立	日本大学	34	27	
私立	法政大学	12	8	
私立	明治大学	10	5	実務家教員中、1人は2007年度授業担当なし、2人は後期からの契約
私立	明治学院大学	43	36	
私立	立教大学	10	8	
私立	早稲田大学	36	26	
私立	神奈川大学	9	7	実務家教員は弁護士以外に司法書士、税理士各1人
私立	関東学院大学	23	21	
私立	桐蔭横浜大学	45	44	
私立	山梨学院大学	14	13	
私立	愛知大学	11	8	
私立	愛知学院大学	14	11	
私立	中京大学	20	16	実務家教員は弁護士以外に派裁、派検、弁理士、税理士各1人
私立	南山大学	17	15	
私立	名城大学	20	15	
私立	京都産業大学	11	7	
私立	同志社大学	21	18	実務家教員は弁護士以外に派裁2人、派検1人
私立	立命館大学	10	9	実務家教員は弁護士以外に派検1人
私立	龍谷大学	14	12	
私立	大阪学院大学	7	5	
私立	関西大学	31	29	
私立	近畿大学	18	17	
私立	関西学院大学	6	6	秋学期から新たに実務家教員16人増
私立	甲南大学	4	1	実務家教員は弁護士以外に派裁、派検、公認会計士各1人
私立	神戸学院大学	7	5	
私立	姫路獨協大学	6	5	
私立	広島修道大学	4	1	
私立	久留米大学	4	0	
私立	西南学院大学	4	4	
私立	福岡大学	10	8	
	74校合計	1,158	951	

3 弁護士実務家教員の実態

法科大学院における教育に携わる弁護士実務家教員は専任と非常勤を合わせると千人を超える。前年度と比較すると、弁護士実務家教員数は専任ではほとんど変化がみられないものの、非常勤では増加している。さらに、アカデミック・アドバイザーやチューターとして正課外の学習支援に協力する弁護士も若手を中心に増えている。こうした弁護士実務家教員に対して、2007年春に待遇面を中心とした調査が行われた（法科大学院における実務家教員の待遇に関するアンケート）。概要は以下のとおりである。

担当科目	実務基礎科目群が多いが、展開・先端科目群についても多様な広がりを見せている。法律基本科目群については少なくなり、基礎法学・隣接科目群になると極端に少なくなっている。科目数につき、専任では3～4科目担当が平均的だが、中には7科目担当という場合がある。逆に科目としては1科目しか担当しないが、複数同じクラスを受け持つという場合がある。非常勤では1～2科目担当が平均的である。専任でも必修科目を担当していない教員がいる一方、非常勤でも必修科目を担当している場合がある。
授業準備	所要準備時間（月当たり）については、専任では1科目あたり平均で19時間程度、非常勤で16時間程度という結果で出ているが、教員によって教材作成にかかる時間や補助スタッフなどカウントの仕方が一様でないため上記数字は一応の目安とするに留める。法科大学院設立当初は教材作成に多大な時間が費やされたが、2年目以降より負担が軽減されたというコメントもみられた。
学生面談	オフィス・アワー、個人別面談、カウンセリングなど、専任教員が学生との面談で費やす時間は月平均5.4時間程度であった。授業に関する質問が中心であるが、弁護士人口増加に伴い就職関係での相談なども増えているとのコメントがみられた。
報酬等	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>専任（回答67名中） 平均報酬年額 800万円 最高：1,500万円 最低：150万円</p> <p>└─▶ 上記中、個人研究費を支給されていると回答した者で金額の記載があった者 58人</p> <p>平均年額 33.2万円 最高：100万円 最低：3万円</p> </div> <p>この他に、入試の面接や監督費、研究旅費、図書費などを支給しているところもあった。非常勤については回答数が少なく、その態様も異なるため平均化するのが難しい。月額の場合は3万円～12万円、時給換算した場合は6千円～6万円という回答幅があった。</p>

◆弁護士実務家教員から寄せられた意見（抜粋）

教育負担や拘束時間の割に報酬が低いとの意見が幾つか寄せられている。特に非常勤の待遇については「ボランティア的」との声もあがっている。他に、任期付きの客員教授については「気楽な反面、将来に向かっての責任ある学務参画ができない」との批判も寄せられた。

4 法科大学院教育に関する各弁護士会の取り組み

日弁連法曹養成対策室では、2006年9月、各弁護士会に向けて「法科大学院教育に関する各弁護士会の取り組み」アンケートを行った。以下はそのアンケート結果をまとめたものである。本白書掲載にあたり、一部データを更新した。

1. 法科大学院担当の委員会等の設置

法科大学院のある地域や近隣地域の弁護士会では、法科大学院担当の部署や委員会等を設置していることがわかる。

弁護士会	部署・委員会等
札幌	法科大学院支援委員会
仙台	法科大学院検討特別委員会
東京	法曹養成センター
第一東京	法科大学院検討委員会
第二東京	法科大学院支援委員会
横浜	法科大学院支援委員会
埼玉	法科大学院委員会
千葉県	法科大学院委員会
栃木県	白鷗大学法科大学院対応プロジェクトチーム
静岡県	静岡大学法科大学院・司法改革静岡県懇談会等バックアップ委員会
山梨県	法科大学院支援委員会
長野県	信州大学法科大学院バックアップ委員会
新潟県	法科大学院特別委員会
愛知県	法科大学院検討委員会
金沢	金沢大学法科大学院支援委員会
富山県	金沢大学法科大学院支援委員会
大阪	法曹養成・法科大学院協力センター
京都	法科大学院等との連携・協力に関する委員会
兵庫県	法科大学院委員会
奈良	特にない（ただし、検討事項等があれば、司法問題委員会が担当することもある）。
広島	法科大学院支援委員会
岡山	法科大学院支援委員会
鳥取県	鳥取県弁護士会司法改革実現本部
島根県	ロースクール委員会
愛媛	四国法科大学院支援委員会
福岡県	法科大学院運営協力委員会
熊本県	司法修習委員会、法曹養成研修委員会
鹿児島	法科大学院委員会
沖縄	法科大学院に関する特別委員会
四国弁連	法科大学院支援委員会
日弁連	法科大学院センター

委員会活動及び支援内容は、(1) 法科大学院に対するもの、(2) 弁護士実務家教員に対するもの、(3) 法科大学院学生に対するものの3つに大別できる。それぞれの例としては次のものが挙げられる。

(1) の例	実務家教員や補助教員（チューターなど）の候補者の紹介、エクスターンシップ受入事務所の紹介、リーガル・クリニックへの協力など
(2) の例	会費の（一部）免除や会務の負担軽減、弁護士実務家教員対象の意見交換会や研究会の開催、教育研究費の支給など
(3) の例	夏季休暇、春季休暇を利用した実務連続講義の開催など

(1) に関しては、法科大学院生のエクスターンシップ受入事務所をいかに確保していくかについて、修習生増加に伴う修習指導担当弁護士の確保との関連もあり、調整が難しいとのコメントが幾つかの弁護士会から寄せられている。さらに、臨床法学教育につき学生をどこまで関与させるのか、という問題（刑事記録の閲覧等）につき弁護士会によって対応が分かれることになった。さらに、リーガル・クリニックについては教育目的に適う法律相談案件をいかに確保するかなどのコメントが寄せられた。

2. 弁護士会による協力・支援の状況

弁護士実務家教員の選任につき、法科大学院側から弁護士会へ要請があり、教員候補者が推薦されるという事例が幾つか見られる（下記表参照）。中には弁護士会が教員候補者やエクスターンシップ及びクリニック担当候補者のリストを作成し、派遣体制を整えるところもあった。弁護士会の管轄区域に法科大学院が一つしかない場合やごく少数しか設置されていない場合など、支援対象となる法科大学院が限定されることがある。反対に一つの法科大学院に対して複数の弁護士会が支援する例も少数であるがみられる（島根大学に対する島根・鳥取両弁護士会の支援や香川・愛媛大学に対する四国弁連としての支援など）。他方、各法科大学院と各弁護士会との関係は様々であり、弁護士会からの推薦によらず大学独自のルートで教員やエクスターンシップ受入先事務所の確保をすることも少なくない。

■ 弁護士会による協力・支援の状況 ■

弁護士会	法科大学院側からの協力・支援要請の内容	協力・支援の内容
札幌	教員紹介及び授業の補助。	①教員派遣。 ②実務家教員が実施あるいは関与する授業の運営、とりわけ教材の作成。
仙台	教員紹介。	東北大学、東北学院大学へ弁護士の紹介。あるいは、独自のルートで、弁護士会員が専任教授、同助教授、非常勤講師となっている。 【東北大学】…教授4人（元裁判官含む）。弁護士教員がクリニック、エクスターンシップの単位を担当。 【東北学院大学】…教授2人、助教授1人、非常勤講師5人、法律相談同席協力弁護士20人。春に各法律事務所での法律相談に同席させている。夏に模擬裁判の実習を行っている。
福島県	—	現時点では計画なし。
岩手	—	弁護士会としては、地元で法科大学院がないため会としての取り組みはないが、個々の会員が他県の法科大学院の講師になっている例はあり、今後そのような会員からの何らかの要請があれば、支援・協力をとることにやぶさかではない。

特集2-2 実務家教員の取り組み

弁護士会	法科大学院側からの協力・支援要請の内容	協力・支援の内容
東京	-	<p>① 2004 年度法科大学院専門職大学院形成支援プログラムへの協力。(國學院大学・東海大学・獨協大学・明治学院大学との共同プロジェクト「公設法律事務所を活用した臨床法学教育」) →各法科大学院生に対するリーガルクリニック(主に民事系)を担当。様々な事件について、法律相談・交渉・事件受任を一緒に行う。</p> <p>② 筑波大学法科大学院への教員紹介。</p> <p>③ 成蹊大学法科大学院の民事・刑事模擬裁判への教員派遣。</p> <p>④ 専任教員(みなし専任教員を含む)会務活動の免除。</p> <p>【獨協大学】…リーガルクリニックを担当。エクスターンシップ(刑事系)も実施。法律相談立会い、訴訟書面の作成、傍聴席で法廷同席など。刑事の接見は弁護士単独で接見した後に一般面会で接見経験。2007年9月に一橋大学(4人)、早稲田大学(2人)、慶應大学(2人)を受け入れ。来春から國學院大学、東海大学、明治学院大学の刑事系リーガルクリニックも担当予定。</p>
第一東京	2003年より駒澤大学と協定を結んでおり、リーガルクリニック・エクスターンシップ教員の研修、その他必要と認める事業について、必要な人材及び施設の提供をすることになっている。	リーガルクリニック・エクスターンシップへの協力の他、無料法律相談会の共催、相談会当日の相談員の派遣等を行っている。 【駒澤大学】…エクスターンシップ先やクリニックの担当弁護士の紹介。受入数は、エクスターンシップ：2005年度14人。リーガルクリニック：2005年度前期4人、後期6人。
第二東京	<p>① 教員の紹介。</p> <p>② 若手弁護士アドバイザーの紹介。</p> <p>③ エクスターンシップの受入先法律事務所。</p> <p>④ クリニックに対する協力(セミナー会場の提供、法律相談担当弁護士の紹介)。</p> <p>⑤ 学生の弁護士会館の見学についての協力。</p> <p>⑥ 入学希望者に対する学校説明会の会場の提供。</p> <p>⑦ 入学者選抜への協力。</p>	左記参照。 【大宮法科大学院大学】…左記③、④ほか、臨床法学教育についての問題点(学生への記録の開示、刑事事件への関与、その他)の調査・研究。
横浜	神奈川大学、横浜国立大学、関東学院大学の各法科大学院から、エクスターンシップ実施についての協力要請あり。神奈川大学、横浜国立大学については、実務教員紹介の要請もあり。	<p>① エクスターンシップについて…左記要請に応じ、エクスターンシップ指導担当候補者名簿を作成、エクスターンシップのマニュアル案作成、院生の誓約書提出など実施に関する準則の算定などを行い、各大学の講師に専任された委員らが上記候補者名簿から指導担当弁護士を選任し、大学側に推薦している。なお、エクスターンシップの日数、内容についても委員会で案を作成し、大学側の了解を得た。</p> <p>② 実務家教員紹介…専任教員、講師等の紹介を行っている。なお、各大学の専任実務教員ごとに、それぞれバックアップ委員数人を選任し、授業の準備などに協力させる体制をつくっている。</p>
埼玉	法科大学院設立前から学校法人獨協学園より、法科大学院のあり方、教育内容、弁護士会との連携・協力を巡って協議の申入れがあり、そのなかで教員の派遣、リーガルクリニックへの会員弁護士の協力要請がなされた。2003年5月20日埼玉弁護士会として、3人の当会会員弁護士を法科大学院教員として推薦し、内2人が客員教授として、1人が客員助教授として採用された。	<p>① 法科大学院生の傍聴のもとに法律相談を実施。担当する弁護士を広く会員弁護士から募り、相談担当弁護士として推薦。</p> <p>② 獨協大学法科大学院の実務基礎科目群の正式科目である「ホームロイヤー論」を担当する弁護士を法科大学委員会を通じて推薦し、担当弁護士が学生の指導に当たっている。ホームロイヤー論は地域に密着した市民弁護士の扱う法律問題やその対応などが教育内容とされ、「家事紛争の実体と処理・離婚(DV等)」「高齢者・障害者問題と弁護士業務」「消費者問題に関する活動」「市民オンブズマン活動」「公設事務所の実情」など15のテーマについて、各専門の弁護士がそれぞれ1回の講義を担当している。</p>

弁護士会	法科大学院側からの協力・支援要請の内容	協力・支援の内容
千葉県	教員派遣。	①教員の派遣（法曹倫理、民事執行法、倒産処理法、民事実務、刑事実務）。 ②法律事務所での短期の研修クリニックの内容は、各弁護士の判断による（法律相談、訴訟業務の傍聴）。
茨城県	筑波大学法科大学院から交流要請はあり。弁護士会も交流する旨回答している。	会員が個別に出身校等からの協力依頼を受け、協力している場合あり。
栃木県	講師紹介。	エクスターンシップ先の紹介。夏期休暇中に1人の学生につき2日間計19人（2006年度）。
群馬	—	現在のところなし。
静岡県	教員紹介、エクスターンシップ協力。	①教員紹介…5人の教員（うち2人は専任、3人はみなし専任）。 ②エクスターンシップ協力…2006年は、9月4日～9月15日。静岡大学法科大学院2年生13人を受け入れ、受入事務所10カ所を選定。内容は事件関係者との打合せ等個別事件の履行、法曹のあり方、弁護士倫理等について。受入事務所に対してはガイダンスを行った。エクスターンシップ中に充実したエクスターンシップが行えるよう事前準備をしてもらっている。 ③財政支援…弁護士教員の教育研究費にあてる目的の寄附を会員有志に要請。2004年度実績745万円。2006年度549万円を寄附済み。県内の文化人、経済人、弁護士、大学卒業生などが中心になって、2004年5月8日に、静岡大学法科大学院支援協会を設置。法科大学院への財政支援は、支援協会が旗振りを行い、個人又は団体から大学の特定口座に直接寄付金が振込まれることになっている。 ④講義支援…バックアップ委員会の講義内容支援PTが、総合刑事法演習、ローヤリングの講義内容の作成に関与した。
山梨県	教員紹介、エクスターンシップ受入事務所の紹介、ローヤリング・リーガルクリニック受入弁護士の紹介。会員数65人のうち、リーガルクリニック担当者名簿31人、エクスターンシップ担当者名簿19人（13事務所）。	【山梨法科大学院】…エクスターンシップ先やクリニックの担当弁護士を紹介している。その他、刑事法研修の担当者募集。紹介時期は8月下旬から9月中旬。
長野県	実務家教員派遣の要請。	民事模擬裁判・刑事模擬裁判を実施するため資料作り及びチューターの派遣をしている。エクスターンシップの受入先事務所（指導担当弁護士）を弁護士会で確保の上、大学へ斡旋している。エクスターンシップの実施時期は3年次の5月～6月であり、1人の学生につき3日間（24時間程度）を実施している。エクスターンシップの内容については弁護士会と大学院で協議の上、おおよその内容を決定し、すべての法律事務所ではほぼ統一的に実施されている。エクスターンシップの受入先事務所は学生に対する起案指導・成績評価などを行うので報酬として一定額が支払われている。
新潟県	法科大学院委員会に常時新潟大学法科大学院の関係教官から参加していただき、協力支援の要請を受けている。	①実務家教員の推薦・派遣体制。 ②リーガルクリニックその他法科大学院の教育に関する支援（担当弁護士の紹介など）。 ③法科大学院生に対する奨学金体制の検討。 【新潟大学法科大学院】…リーガルクリニックの担当弁護士を紹介。受入数はリーガルクリニックⅠ（エクスターンシップ型）：24人。リーガルクリニックⅡ（法律相談活用型）：15人。
愛知県	—	①教員候補者の適格性、経歴等を調査し、リストを作成して公開した（2000年）。 ②実務家教員対象の研究会を年3～4回企画した（2004年以後～現在まで）。
三重	—	未検討

特集2-2 実務家教員の取り組み

弁護士会	法科大学院側からの協力・支援要請の内容	協力・支援の内容
福井	教員の派遣。エクスターンシップ、クリニック等の実務系科目への協力。	実務家専任教員の派遣。エクスターンシップ、クリニック等の実務系科目への協力（学生指導、法律相談指導等）。非常勤講師の派遣。 【金沢大学】…エクスターンシップの学生受け入れ。クリニックでは法律相談指導を行う。
金沢	弁護士教員の紹介。とくに、エクスターンシップの受け入れ、クリニックの指導。	非常勤講師の派遣（当会からは6人。他に1回だけの講義に8人程度）。協力支援依頼につき、模擬裁判（年2回）につき、派遣依頼があり、これに応じている。その他、エクスターンシップ受け入れ16人程度、クリニック指導11人。なお、非常勤講師のうち、一部の会員に若干の交通費補助をしている。 2005年、2006年のリーガルクリニックの受入数は以下のとおり。 2005年：3年生学生2人（4人の弁護士が担当）。2006年：3年生学生27人（11人の弁護士が担当）。1コマの担当枠は学生5人。
富山県	非常勤教員の派遣。エクスターンシップの参加学生受け入れ。クリニックへの担当弁護士の派遣。	非常勤教員2人（弁護士）の派遣。左記弁護士に対する交通費（講義1回当たり1万円）の補助。エクスターンシップの参加学生（10人）の受け入れ。クリニックへの担当弁護士2人の派遣。
大阪	教員紹介、エクスターンシップ受け入れ要請、エクスターンシップガイドの送付依頼。	①教員紹介（担当委員会の意見を聴取して適任者を紹介している。） ②年に3回程度、各法科大学院の実務家教員の意見交換会を実施し、相互の情報交換を行っている。 ③弁護士会において企画した講座（先端・展開科目など）を、ロールルーム講座として提案し、当該講座の担当弁護士を法科大学院が非常勤講師に選任し、正規の授業として取り入れている（本来、個別の法科大学院では受講者数の関係等で講義として採用しにくいものを、弁護士会がロールルーム講座として提供して、複数の法科大学院が参加する形で想定していたが、現時点では、各講座ごとに個別の大学院の参加にとどまっている）。 ④ロールルームの理念を実現していくための1つの試みとして、直接学生へ働きかけることを企図とした実務連続講義「弁護士として生きる」を当会館において、法科大学院の夏休み、春休みを利用して開催している。 ⑤エクスターンシップのプログラム提供及びコーディネートをしている。指導担当弁護士の選別、候補リストの作成のほか、各受入事務所に対するガイダンス、当会所施設の利用に関する手配なども行っている。 ⑥法科大学院で弁護士倫理等についての一定の科目を履修し、守秘義務について十分なレクチャーを受けていることを前提に担当弁護士が当会法律相談センターにおける市民の法律相談を担当する場合に各相談者の同意を得て同席傍聴を認めてもらっている。
京都	—	実務家教員の意見交換会を開催。今後も同様の意見交換会を持つ予定。京都弁護士会及び同法科大学院等との連携・協力に関する委員会から、会員に対しエクスターンシップ指導担当弁護士としての協力依頼。受入数は、18人（立命館10、京都産業大学3、同志社大学5）。
兵庫県	エクスターンシップ、座学コースにつき、受入弁護士の斡旋依頼。	①法科大学院及びエクスターンシップ受入担当弁護士、法科大学院委員会で意見交換会を実施。 ②エクスターンシップ及び座学コースの受入可能弁護士の斡旋。受入数は、63人（神戸大学18、関西学院大学5、甲南大学40のうち座学コース1）。
奈良	龍谷大学法科大学院からエクスターンシップの受け入れ依頼。	【龍谷大学法科大学院】…エクスターンシップの受け入れ依頼があり、4事務所（弁護士）、計5人のエクスターンシップの受け入れに協力。なお、受け入れ実績の把握はしていない。
滋賀	—	具体的な計画はない。要請があれば検討する。
広島	教育紹介、教材検討、エクスターン等。	委員会での問題点の協議等。弁護士の紹介、クリニック実施についての協議。
山口県	—	島根大学大学院法務研究科からの個別の依頼について、地元出身の学生のエクスターンシップ受け入れ先を紹介。

弁護士会	法科大学院側からの協力・支援要請の内容	協力・支援の内容
岡山	講師派遣（選択科目、ゼミ、クリニック、エクスターンシップ）。	法科大学院の学生を対象とした奨学金に会から500万円の寄付。エクスターンシップ生の法律事務所、クリニック担当弁護士の斡旋。無料法律相談の実施（法科大学院生の立会及びクリニックのため）。
鳥取県	ケースメソッドの教材として事件資料の提供、エクスターンシップ先の紹介、リーガルライティング（答案練習）の協力等。	左記の協力・支援を行っているほか、島根大学法科大学院、島根県弁護士会と当会の三者で定期的にロースクール協議会を設けている。 【島根大学法科大学院】…エクスターンシップ先の弁護士を紹介している。
島根県	①院生に対する「研究者と若手弁護士の共同リーガルライティング」への参加要請。 ②研究者教員の法律事務所への研修の受け入れ。 ③エクスターンシップ。 ④教員派遣。	①三者協議会を3ヶ月に1回開催し、情報交換（大学、鳥取、島根の各弁護士会）、協力要請等を行っている。 ②教員の紹介。2006年度は実務家教員全体で常勤4人、非常勤2人となった。 ③若手弁護士との共同研究（リーガルライティング）へ資料提供等の協力を申し出た弁護士17人のうちライティングに参加する弁護士が8人。 ④2006年8月8日～9月29日まで、夏休みを中心に平日5日間（30時間）11人の研究者教員の研修を受け入れる。 【島根大学法科大学院】…エクスターンシップ先の担当弁護士をとりまとめ、受入先の選定等を行っている。2007年度は、新司法試験合格者を受け入れる予定。
徳島	弁護士との意見交換（懇談）の場の設定。	2007年10月13日（土）法律相談会を開催予定。
愛媛	①「リーガルクリニック」の授業の指導。 ②「実務講座」の授業において法律相談会を実施した際の相談担当者の派遣。	教員に就任した会員には、弁護士会務の軽減などの措置をとっている。リーガルクリニックの授業は集中講義形式で、法律相談のロールプレイ、法律相談の実体験を受講生にさせる。授業を実施するにあたり、支援委員会のメンバー（8～9人）に指導を分担してもらう。
福岡県	県内4大学とは、法科大学院設立準備中から協議・協力を続けている関係であるので、教員紹介はもとより弁護士会提供講座（7科目）等も含めて協力関係にある。また、当会所属弁護士が実務家教員に就任することについては、大学院の推薦依頼を受けて当会が推薦をする方式にしている。年間2度程度、裁判官教員を含めた実務家教員の意見・情報交換会を開催している。弁護士実務家教員から公益活動負担の軽減や経済支援の要望はない。	弁護士会及び法律扶助協会主催の法律相談について学生の傍聴を許可。エクスターン等の担当のために修習生の事務所受け入れ時期を早期に決定。開示証拠の閲覧や接見等は、各大学及び担当弁護士の判断に委ねており、弁護士会として議論はしていない。担当弁護士の紹介等は、弁護士実務家教員のネットワークで十分に賄えている。
熊本県	熊本大学法科大学院への教員紹介、協力依頼。会費免除、委員会活動の軽減。	実務家教育（教授、助教授）、非常勤講師の紹介・協力。エクスターンシップ学生の受け入れ（担当弁護士は非常勤講師として発令されます）。リーガルクリニックへの会員の紹介、協力（担当会員は教授として発令される）。 【熊本大学】…実務家教員、エクスターンシップ先やクリニックの担当弁護士を紹介、協力している。実務家教員は教授、助教授として、民事・刑事法律実務、法曹倫理等を担当している（期間は通年）。
鹿児島県	教育紹介。インターンシップ・エクスターンシップの受入事務所の紹介。実習資金カンパ。委員会活動の負担の軽減。	左記のとおり。ただし、委員会活動の負担の軽減については配慮することで、免除はしない。

特集2-2 実務家教員の取り組み

弁護士会	法科大学院側からの協力・支援要請の内容	協力・支援の内容
宮崎県	<p>当会所在の県内に法科大学院はありませんが、2002年6月3日鹿児島大学法文学部長と当会との間で、法科大学院設立運営に関する協定書を締結し、教員の派遣に協力している。</p>	<p>同協定書に基づいて、当会会員1人を鹿児島大学法文学部法科大学院に教員として派遣している。</p>
沖縄	<p>一般的な協力依頼あり。</p>	<p>①弁護士会が会員から月額2,000円の特別会費を徴収して、「法科大学院支援基金」を設けている。当該基金を使用して、夏期講修の講師費用、教材費用等、教育支援を行っている。その他、実務家教員については会費免除等の手当をしている。 ②エクスターンシップの受入事務所の紹介。クリニック法律事務所の紹介。</p>
四国弁連	<p>2003年8月20日、香川大学・愛媛大学と四国弁連との間で支援協定締結。四国ロースクールの弁護士実務家教員（専任及び非常勤）につき、非常勤講師1人を除き、すべて、四国弁連にて管内弁護士を推薦し、就任。</p>	<p>開講年度から、毎年5～6月に、①管内弁護士による授業参観②研究者教員との意見交換会③学生との意見交換会（2006年度は未実施）を実施している。 2005年11月、四国弁連の呼びかけで、四国全域の地方公共団体・経済団体等々を会員とする「四国ロースクール後援会」を設立。創立総会後の懇親会に、学生を無料招待（ほぼ全員参加）。また、後援会から当年度は、香川県弁護士会有志弁護士による夏季答案練習会の費用の一部として30万円の助成を受けることになった。2006年の夏に、上記夏季答案練習会を実施することになり、四国弁連から70万円を助成することとなった。 実務講座の一環として法律相談を実施。2004年、2005年度秋に、無料法律相談実施。学生を同席させ、参加弁護士が案件毎に指導。 2006年度は、①愛媛弁護士会の協力を得て法律相談を中心とする夏季セミナー②高知弁護士会の協力を得て無料法律相談会③徳島弁護士会の協力を得て夏季セミナー（講義及び意見交換会）を実施した。</p>

【注】2006年9月調査（日弁連法曹養成対策室調べ）に2007年5月一部加筆したものの。

認証評価

1 認証評価の仕組み

法科大学院制度の創設にあたり、法科大学院が法曹養成の中核的教育機関として充実した教育を実施しているか、また成績評価・修了認定を厳格に行い、一定以上の水準に達した修了生を法曹の卵として世に送り出しているかを、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関（認証評価機関）が評価し認定する仕組みが設けられた（学校教育法第69条の3）。法科大学院を設置している大学は、少なくとも5年に一度、認証評価機関の評価を受けなければならない。認証評価機関は、その定める評価基準に従って法科大学院を評価し、評価結果を法科大学院に通知し、文部科学大臣に報告するほか、社会に公表する。認証評価機関による評価結果が、基準不適合（不適格）であれば、文部科学省が報告要求や調査を行い、その結果によっては改善等に向けた行政指導や行政行為に及ぶこととなる。

2 認証評価機関

認証評価機関は複数存在し、どの認証評価機関による評価を受けるかは、法科大学院が選択することができる。2007年10月1日現在、以下の3機関が法科大学院の評価機関としての認証を受けている。

- ・財団法人日弁連法務研究財団 2004年8月設立
- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構 2005年8月設立
- ・財団法人大学基準協会 2007年2月設立

各評価機関は、評価体制として、評価を審議検討する委員会や、個々の法科大学院の実態を調査するチームを設けており、いずれのメンバーにも弁護士を含む法曹が関与している。特に財団法人日弁連法務研究財団は、弁護士を始めとする実務家の関与が多い。

3 認証評価実施の予定

財団法人日弁連法務研究財団は、2006年秋に2校（駒澤大学、早稲田大学）の評価を行い、2007年3月にその結果を公表した。同財団は、この2校を含め、2010年までに計28校の評価を実施する予定である。なお、同財団は、これまで30校のトライアル評価（評価の試行）を実施している。

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、2007年度に11校の評価を実施するなど、2010年までに20校強（推定）の評価を実施する予定である。

財団法人大学基準協会は、2010年までに20校弱（推定）の評価を実施する予定である。遅くとも2010年3月までには全74校の評価が実施され、その結果が公表されることとなっている。

	法科大学院名	日弁連法務研究財団		大学評価・学位授与機構		大学基準協会
		トライアル評価	本評価	予備調査	本評価	本評価
国立	北海道大学			2006年	2007年	
国立	東北大学			2006年		
国立	千葉大学			2006年	2007年	
国立	筑波大学			2007年		
国立	東京大学			2006年		
国立	一橋大学			2005年	2007年	
国立	横浜国立大学			2005年		
国立	新潟大学	2004年秋		2005年	2007年	
国立	信州大学			2007年		
国立	静岡大学			2007年		
国立	金沢大学			2006年	2007年	
国立	名古屋大学			2006年		
国立	京都大学			2006年		
国立	大阪大学			2006年		
国立	神戸大学			2006年		
国立	島根大学	2005年秋	2008年秋			
国立	岡山大学	2005年秋	2008年秋			
国立	広島大学			2006年		
国立	香川大学・愛媛大学			2006年	2007年	
国立	九州大学	2005年秋			2007年	
国立	熊本大学			2005年	2007年	
国立	鹿児島大学	2005年春	2008年秋			
国立	琉球大学	2006年春	2008年秋			
公立	首都大学東京					
公立	大阪市立大学					
私立	北海学園大学	2007年春	2009年			
私立	東北学院大学					
私立	白鷗大学	2005年春				
私立	大宮法科大学院大学	2005年春	2008年春			
私立	獨協大学	2005年春	2007年秋			
私立	駿河台大学					
私立	青山学院大学	2006年秋	2008年秋			

	法科大学院名	日弁連法務研究財団		大学評価・学位授与機構		大学基準協会
		トライアル評価	本評価	予備調査	本評価	本評価
私立	学習院大学					
私立	慶應義塾大学					2007年
私立	國學院大学	2004年秋	2007年春			
私立	駒澤大学	2006年春	2006年秋			
私立	上智大学				2007年	
私立	成蹊大学	2005年秋	2008年秋			
私立	専修大学			2006年	2007年	
私立	創価大学	2006年春	2007年秋			
私立	大東文化大学	2006年春	2007年春			
私立	中央大学	2005年秋	2008年春			
私立	東海大学	2005年秋	2008年春			
私立	東洋大学	2006年秋	2008年春			
私立	日本大学					
私立	法政大学					2007年
私立	明治大学	2005年秋			2007年	
私立	明治学院大学		2007年秋			
私立	立教大学		2007年春			
私立	早稲田大学	2004年秋	2006年秋			
私立	神奈川大学					
私立	関東学院大学					
私立	桐蔭横浜大学					
私立	山梨学院大学	2006年秋	2008年春			
私立	愛知大学	2006年春	2007年秋			
私立	愛知学院大学					
私立	中京大学					
私立	南山大学	2005年春				
私立	名城大学					
私立	京都産業大学	2005年秋	2008年春			
私立	同志社大学					
私立	立命館大学		2007年秋			
私立	龍谷大学					
私立	大阪学院大学					
私立	関西大学					
私立	近畿大学			2006年		
私立	関西学院大学	2006年春	2008年春			
私立	甲南大学					
私立	神戸学院大学					
私立	姫路獨協大学	2006年春	2008年秋			
私立	広島修道大学					
私立	久留米大学	2006年春	2007年春			
私立	西南学院大学	2006年秋	2007年秋			
私立	福岡大学	2005年秋	2007年秋			

【注】 1. 表中記載の時期は、実施時期または実施予定時期。
2. 財団法人大学基準協会以外の2機関の実施予定はそれぞれのHPに公開されている限りで掲載。

法科大学院の今後

1 法科大学院の修了者数と今後の予想

全国74校の法科大学院の定員の合計は、1年5,815人である（2007年4月1日現在）。

2006年3月末（2005年度）には、2004年4月に入学した法学既修者2,350人のうち2,176人が修了した。予定年限での修了率は92.6%である。この修了者のうち2,091人が新司法試験を受験した。

2006年3月に予定年限で修了しなかった者は174人であり、内訳は「退学」が117人、「退学」以外の「原級留置・休学」等による者が57人である。退学の理由は、旧司法試験への合格90人、その他27人であり、原級留置・休学者のうち33人は2007年3月に法科大学院を修了している。

これに対し、法科大学院の完成年度とされる2007年3月末には、2004年4月に入学した法学未修者3,417人のうち2,563人、2005年4月に入学した法学既修者2,063人のうち1,819人、合計5,480人のうち4,382人が修了し、前年度の原級留置・休学者57人のうち33人を加えた合計4,415人が修了した。予定年限での終了率は80.0%（既修者88.2%、未修者75.0%）である。このうち4,204人が新司法試験を受験する予定である（実際の受験者総数は4,607人であり、うち2006年3月修了者が1,000人程度と考えられるため、2007年3月修了者の受験者数は3,600人程度とみられる。【注】参照）。

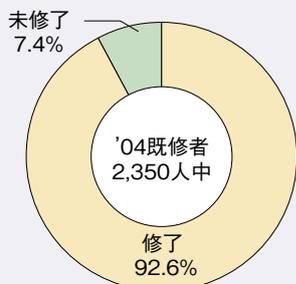
2007年3月に予定年限で修了しなかった者は1,072人であり、内訳は「退学」が441人、「退学」以外の「原級留置・休学」等による者が631人である。

退学の理由は、旧司法試験への合格75人、その他366人である（文科省発表「平成18年度法科大学院修了認定状況調査の概要」による）。

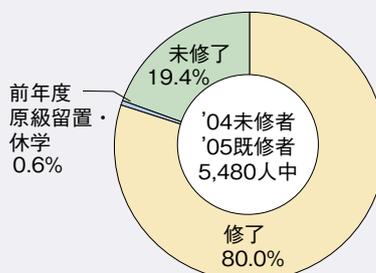
全体の修了率が昨年度より約12%減と大幅に低下していること、既修者同士を比較しても前年度より予定年限での修了率が2.6%低下していることなどから、全体的な評価としては、各法科大学院において「厳格な成績評価・修了認定」の面で真摯な取り組みがなされたものと受け止められている。しかし、各法科大学院を個別的にみると、「厳格な成績評価・修了認定」が十分になされているのか、なお検証の余地があるところもあると言わざるを得ない。

今後、全ての法科大学院において、「厳格な成績評価・修了認定」が徹底され、毎年の修了者が4,000人程度で安定することとなれば、計数的には、法科大学院修了者の7、8割程度が新司法試験に合格することとなる。

2005年度修了者の割合



2006年度修了者の割合



【注】2007年（平成19年）度の新司法試験の出願者は5,401人で、その内訳は修了者が1,076人、修了見込者が4,325人であるところ、受験予定者は5,280人に留まっているから、その差の121人は出願していながら修了しなかったことになる。

■法科大学院の修了者数の状況（2006年3月・2007年3月）■

（日弁連法曹養成対策室調べ）

	法科大学院名	2006年3月	2007年3月				備 考
		修了者数 (既修)	総数	2004年 入学(未修)	2004年 入学(既修)	2005年 入学(既修)	
国 立	北海道大学	41	95	43	1	51	
国 立	東北大学	45	79	30	4	45	
国 立	千葉大学	28	55	21	0	34	
国 立	筑波大学						
国 立	東京大学	178	278	95	4	179	
国 立	一橋大学	60	90	23	0	67	
国 立	横浜国立大学	10	39	26	0	13	
国 立	新潟大学	10	36	35	0	1	
国 立	信州大学						
国 立	静岡大学						
国 立	金沢大学	2	31	31	0	0	
国 立	名古屋大学	29	65	45	1	19	
国 立	京都大学	134	189	52	0	137	
国 立	大阪大学	21	77	70	0	7	
国 立	神戸大学	62	80	19	0	61	
国 立	島根大学	1	26	26	0	0	他に2006年9月修了2人。
国 立	岡山大学	12	24	24	0	0	
国 立	広島大学	12	28	19	0	9	
国 立	香川大学・ 愛媛大学	0	20	20	0	0	
国 立	九州大学	14	93	76	3	14	
国 立	熊本大学	4	25	23	0	2	
国 立	鹿児島大学	—	29	29	—	—	
国 立	琉球大学	—	19	19	—	—	
公 立	首都大学東京	41	61	17	1	43	
公 立	大阪市立大学	27	71	32	0	39	
私 立	北海学園						
私 立	東北学院大学	0	34	34	0	0	
私 立	白鷗大学	7	20	18	0	2	
私 立	大宮法科 大学院大学	—	64	64	—	—	
私 立	獨協大学	—	37	36	0	1	
私 立	駿河台大学	22	54	36	0	18	
私 立	青山学院大学	14	45	40	0	5	
私 立	学修院大学	50	42	13	0	29	
私 立	慶應義塾大学	173	234	73	0	161	
私 立	國學院大學	2	37	35	0	2	
私 立	駒澤大学	19	34	25	0	9	
私 立	上智大学	52	78	34	0	44	
私 立	成蹊大学	25	47	28	1	18	
私 立	専修大学	54	42	12	1	29	

特集2-4 法科大学院の今後

	法科大学院名	2006年3月	2007年3月				備 考
		修了者数 (既修)	総数	2004年 入学(未修)	2004年 入学(既修)	2005年 入学(既修)	
私 立	創価大学	14	40	32	0	8	
私 立	大東文化大学	20	28	23	0	5	他に2006年9月修了2人 (2人とも2004年入学既修)
私 立	中央大学	245	217	65	1	151	
私 立	東海大学	3	23	23	0	0	
私 立	東洋大学	24	42	24	0	18	
私 立	日本大学	58	96	57	0	39	
私 立	法政大学	66	106	25	0	81	
私 立	明治大学	97	174	75	0	99	
私 立	明治学院大学	18	49	47	0	2	
私 立	立教大学	20	57	35	0	22	
私 立	早稲田大学	20	246	236	0	10	
私 立	神奈川大学	15	34	32	0	2	
私 立	関東学院大学	17	27	26	0	1	
私 立	桐蔭横浜大学	—	47	47	—	—	
私 立	山梨学院大学	12	35	29	0	6	
私 立	愛知大学	19	26	15	0	11	
私 立	愛知学院大学	/	/	/	/	/	
私 立	中京大学	0	21	20	0	1	
私 立	南山大学	10	27	24	0	3	
私 立	名城大学	5	21	19	0	2	
私 立	京都産業大学	2	47	47	0	0	
私 立	同志社大学	91	132	43	1	88	
私 立	立命館大学	105	135	41	1	93	
私 立	龍谷大学	/	/	/	/	/	
私 立	大阪学院大学	—	36	33	—	3	2004年度は既修者の募集 を行わなかった
私 立	関西大学	51	126	59	1	66	
私 立	近畿大学	6	22	21	0	1	
私 立	関西学院大学	66	113	52	1	60	
私 立	甲南大学	19	39	31	0	8	
私 立	神戸学院大学	3	18	18	0	0	
私 立	姫路獨協大学	8	28	20	0	8	
私 立	広島修道大学	—	29	26	0	3	
私 立	久留米大学	4	37	37	0	0	
私 立	西南学院大学	4	44	42	0	2	
私 立	福岡大学	5	21	19	0	2	
合 計		2,176	4,421	2,566	21	1,834	

【注】 1. 筑波、信州、静岡、北海学園、愛知学院、龍谷は2005年度開校（未修者のみ）のため修了者なし。
 2. 既修コースの設定のない部分については—で示してある。

2 新司法試験

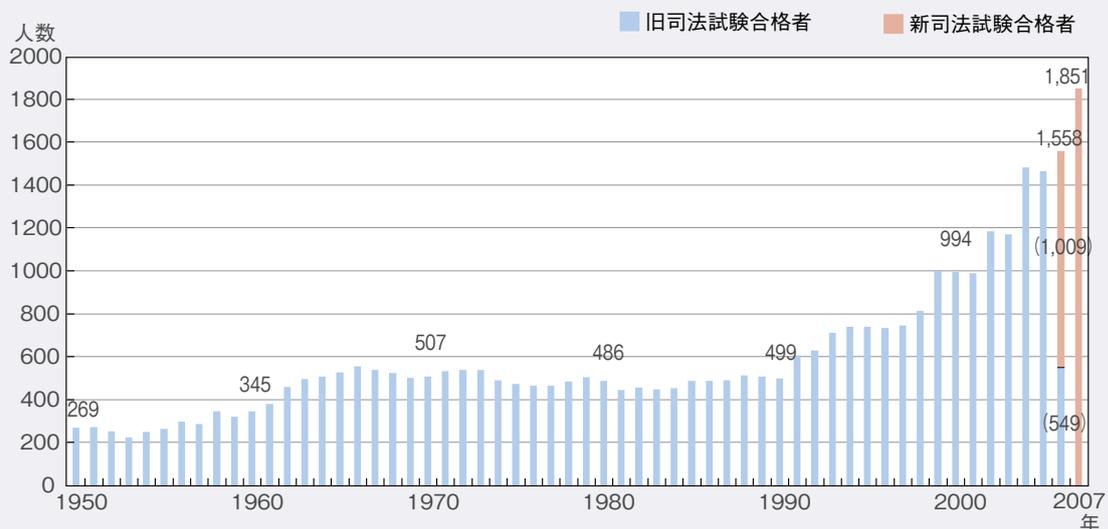
1. 2007年（平成19年）度新司法試験の結果

2007年5月15、16、18、19日の4日間の日程で、第2回目の新司法試験が実施され、同年9月13日、合格者が発表された。

2006年に行われた第1回新司法試験の受験者は、法科大学院におけるいわゆる既修者コース（2年）の第1期修了生であったが、第2回目となる2007年の新司法試験では、未修者コース（3年）が初めて受験した。

法科大学院が輩出した初めての未修者コースの修了生を対象とした新司法試験が実施されたことにより、我が国の新しい法曹養成制度は、大きな一歩を踏み出したといえる。

以下の表は、1950年からの司法試験合格者数の推移である。2007年において、新司法試験合格者は1,851人であった。



【注】2007年の数値は、新司法試験による合格者数（法務省調べ）で、旧司法試験による合格者数（300人程度）は同年11月に発表予定。

2. 新司法試験データ

以下は、新司法試験の結果（法務省「平成18年及び平成19年新司法試験の結果（資料）」による）をまとめたものである。

	2006年	2007年
合格者数（合格率）	1,009人（48.3%）	1,851人（40.2%）
出願者数	2,137人	5,401人
受験予定者（出願者中、法科大学院を修了した者）の数	2,125人	5,280人
受験者数	2,091人 （うち途中欠席4人）	4,607人 （うち途中欠席10人）
短答式試験合格に必要な成績を得た者の数	1,684人	3,479人
総合評価対象者数	1,672人	3,408人

【注】総合評価対象者数について
短答式試験の合格に必要な成績を得た2006年の1,684人のうち12人、2007年の3,479人のうち71人は、最低ライン点に達しない科目があるため、総合評価の対象外。

特集2-4 法科大学院の今後

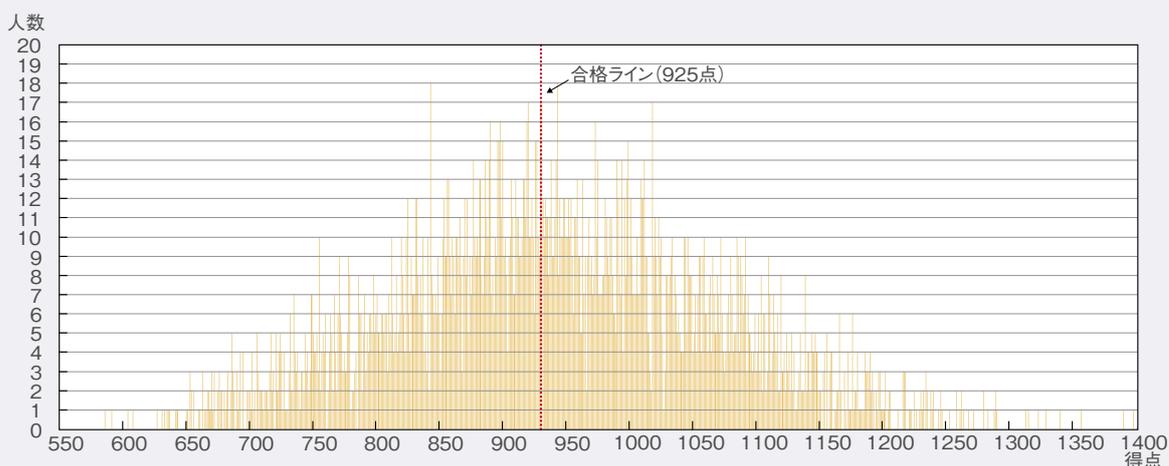
新司法試験データ

■総合評価■

	総合点	
	2006年	2007年
最高点	1453.37点	1398.83点
最低点	593.62点	586.32点
平均点	951.46点	941.69点
合格ライン	915点以上	925点以上

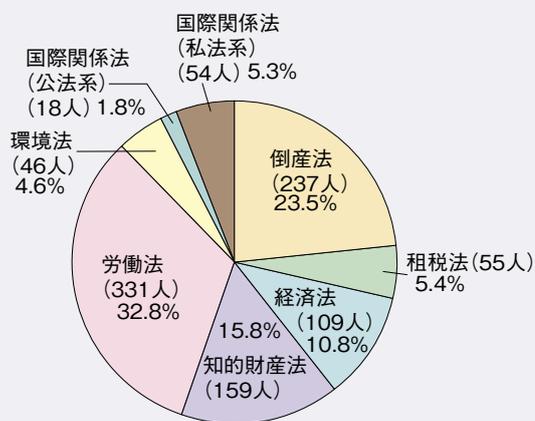
【注】合格判定は、司法試験委員会決定によるもの。短答式試験の合格に必要な成績を得た者のうち、短答式試験の得点と論文式試験の得点の総合評価の総合点が、2006年は915点以上、2007年は925点以上を合格者とする。

■総合点別人数 (2007年) ■

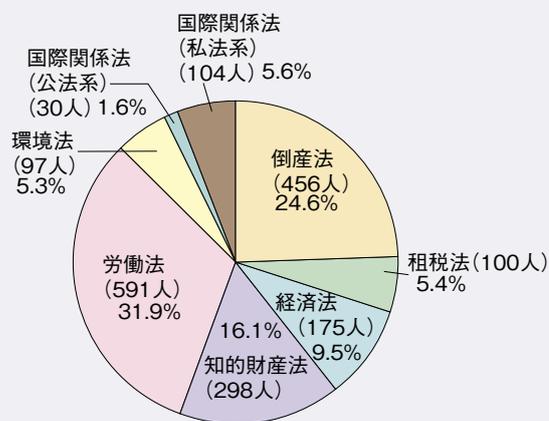


■合格者の選択科目別の割合■

2006年



2007年



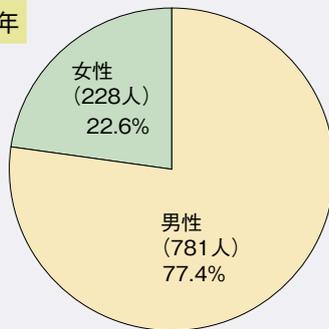
新司法試験データ

■合格者の年齢別構成■

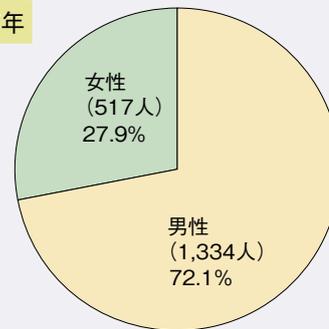
	2006年	2007年
平均年齢	28.87歳	29.20歳
最高年齢	58歳	56歳
最低年齢	23歳	24歳

■合格者の男女比■

2006年

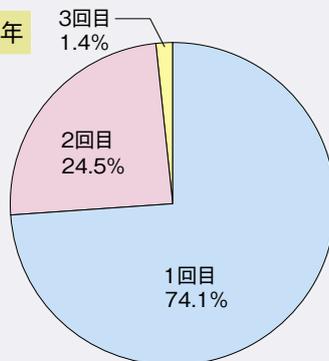


2007年

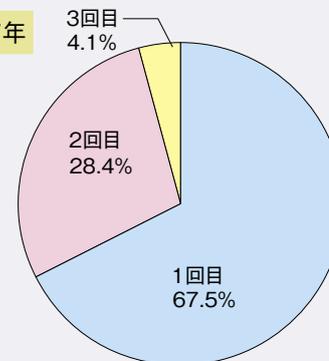


■合格者の司法試験受験回数■

2006年



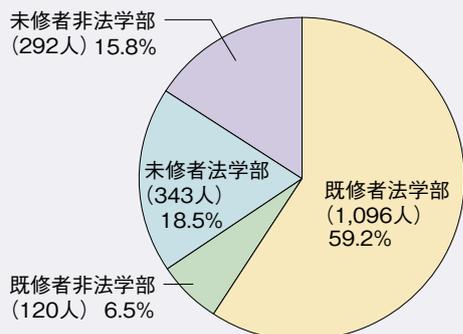
2007年



【注】対象となる司法試験は、平成16年度旧司法試験、平成17年度旧司法試験及び平成18年新司法試験である。

【注】対象となる司法試験は、平成16年度旧司法試験、平成17年度旧司法試験、平成18年度旧新司法試験、平成18年新司法試験及び平成19年新司法試験である。

■合格者の既修・未修別割合（2007年）■



	受験者数	合格者数（合格率）
既修者コース（2年）	2,642人	1,216人（46.0%）
未修者コース（3年）	1,965人	635人（32.3%）

3. 新司法試験の出願状況

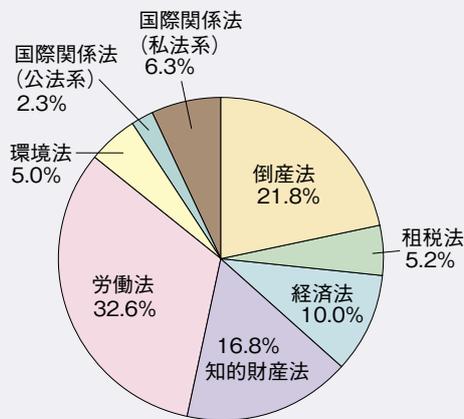
2006（平成18）年度	
出願者合計	2,137人
男性	－人
女性	－人

2007（平成19）年度		
出願者合計	5,401人	割合
男性	3,786人	70.1%
女性	1,615人	29.9%

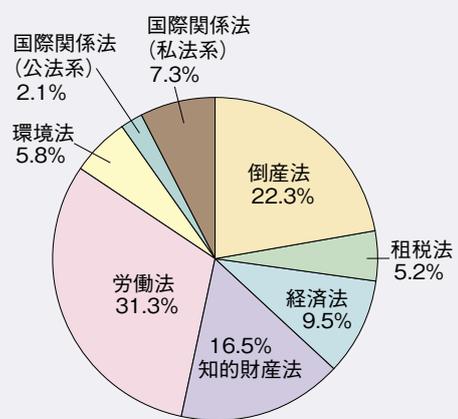
選択科目	
倒産法	466人
租税法	111人
経済法	213人
知的財産法	359人
労働法	697人
環境法	106人
国際関係法（公法系）	49人
国際関係法（私法系）	136人

選択科目	
倒産法	1,207人
租税法	280人
経済法	513人
知的財産法	890人
労働法	1,691人
環境法	311人
国際関係法（公法系）	112人
国際関係法（私法系）	397人

2006年度選択科目別出願数



2007年度選択科目別出願数



3 新司法修習

新司法修習の1期生である新60期991人については、2006年11月に司法研修所での導入教育を開始し、東京、さいたま、静岡、新潟、大阪、神戸、名古屋、広島、松江、佐賀、熊本、鹿児島、那覇、仙台、旭川、高松の16の実務修習地で分野別実務修習を行った。2007年11月開始の新61期（1,824人）については、これに横浜、宇都宮、前橋、長野、京都、奈良、和歌山、津、福井、金沢、山口、鳥取、福岡、長崎、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、札幌、釧路、徳島、高知を加えた39の実務修習地で修習が行われる予定となっている。

他方、旧司法試験も2011年まで平行して行われる（ただし短答式試験と論文式試験は2010年まで）ことから、現行司法修習も2012年4月から修習を開始する66期まで、平行して実施されることになる予定である。

そして、新旧の内訳は未定ではあるものの、2010年の司法試験に合格する64期以降は、新旧合計3,000人の修習生を実務庁会として受け入れていく必要がある。

そこで、2010年には、すべての弁護士会が原則として一律に現行59期の配属数（合計1,538人）の2倍の修習生を受け入れる3,000人受け入れ案をベースに2006年以降の4年間で3,000人に向けて増加していく修習生の受け入れ態勢を整えることとなった。

元来、大規模庁会では弁護士数が多くても裁判所と検察庁の受け入れ人数に限界があるため、弁護士会の規模から見ると小規模な弁護士会ほど修習生受け入れの負担が重くなる傾向がある。新修習と現行修習を合わせた61期の配属の予定としては、函館弁護士会では会員数31人に対して12人の現行修習の修習生、鳥根県弁護士会では36人の会員数に対して15人の新修習の修習生、滋賀弁護士会では会員数70人に対して28人の現行修習の修習生を受け入れることが求められている。

各弁護士会では、それぞれ、高齢を理由に修習生の個別指導から引退した弁護士に再度修習生の受け入れを依頼したり、従来の基準を改めて経験年数の浅い弁護士にも修習生の個別指導を委嘱したり、同一法律事務所同一修習期間に複数の修習生を委嘱したり、同一弁護士に1年間に複数回の司法修習生の指導を委嘱するなど、大変な努力を重ねている。

特集2-4 法科大学院の今後

■2006年(平成18年)度の新60期の修習状況及び新61期の修習予定会■

新60期の修習状況	
弁護士会名	配属人数
札幌	
函館	
旭川	12
釧路	
仙台	49
福島	
山形	
岩手	
秋田	
青森	
東京	137
第一東京	68
第二東京	68
横浜	
埼玉	67
千葉	
茨城	
栃木	
群馬	
静岡	28
山梨	
長野	
新潟	24
愛知	103
三重	
岐阜	
福井	
金沢	
富山	
大阪	174
兵庫	74
奈良	
滋賀	
和歌山	
広島	61
山口	
岡山	
鳥取	
島根	12
香川	24
徳島	
高知	
愛媛	
福岡	
佐賀	12
長崎	
大分	
熊本	30
鹿児島	24
宮崎	
沖縄	24
合計	16会 991人

新61期の修習予定会	
弁護士会名	
札幌	○
函館	
旭川	○
釧路	○
仙台	○
福島	
山形	○
岩手	○
秋田	○
青森	○
東京	○
第一東京	○
第二東京	○
横浜	○
埼玉	○
千葉	
茨城	
栃木	○
群馬	○
静岡	○
山梨	
長野	○
新潟	○
愛知	○
三重	○
岐阜	
福井	○
金沢	○
富山	
大阪	○
兵庫	○
奈良	○
滋賀	
和歌山	○
広島	○
山口	○
岡山	
鳥取	○
島根	○
香川	○
徳島	○
高知	○
愛媛	
福岡	○
佐賀	○
長崎	○
大分	
熊本	○
鹿児島	○
宮崎	○
沖縄	○
合計	41会

【注】 1. 新60期の配置人数は、修習開始当時の配置人数である。
 2. 東京三会と大阪には、新旧の修習生が配属される。

4 展望

法科大学院は2006年度に制度完成年度を迎え、認証評価機関による評価も開始された。すでに2006年には第1期の修了者（法学既修者のみ）に対する新司法試験と新司法修習が開始されたが、2007年には法学未修者の修了者に対しても新司法試験と新司法修習が実施される。

法科大学院の制度と教育内容の充実については認証評価機関の評価を待つべき点が多いが、この新しい制度の立ち上げに多数の実務家教員が参加し、研究者教員と協力して新しい法曹養成教育の実現に尽力してきた意義は大きい。

しかし、法科大学院が「法曹養成のための中核的教育機関」としての役割を果たすためには、司法試験及び司法修習との連携が重要な課題である。

まず、司法試験との関係では、司法試験合格者は2010年までに3,000人に増加されることが予定されているが、法科大学院入学者が制度構想時の予定を大幅に上回り年間5,700人以上に達しているため、受験競争の負担が法科大学院教育に悪影響を及ぼすおそれがある。この点では、厳格な成績評価と修了認定により教育レベルを担保するとともに、入学定員のあり方についても率直な議論が必要となろう。

次に、司法修習との関係では、法科大学院で実務導入教育が実施されることを前提に、旧修習の前期修習が廃止され、実務修習を中心とした修習が実施されるが、現状の各法科大学院の実務導入教育は内容、レベルともまちまちであり、実務修習との円滑な連携が重要課題となっている。これについては法科大学院の実務導入教育のあり方と修習側の受入準備の双方で連携のための協議が求められる。

これらの課題を含め、法科大学院制度の発展・充実のためには、法曹養成に関与する諸機関と法曹三者が協力・連携して諸課題の解決に当たることが求められる。